

V. 安全な生活を送るために

1. 非常災害対策

南海トラフ地震臨時情報が出た場合や非常事態発生時(暴風警報や震度5強以上等)には、お子さんを直接ご家庭の方に引き渡すことになっています。迎えに来られないご家庭は、あらかじめ所定の書類に記入した代理の方に委託していただきます。

2. 通学路について

南河原小学校では、通学路を定めています。(通学路地図参照)

安全な通学路を通して、自動車等にも注意しながら登校するよう、ご家庭でも話し合ってください。

○学校は、8時に開門します。8時～8時20分の間に登校できるようご配慮をお願いします。

○通学路を4コースに分けています。

1(赤)コース ⇒ 神明町・河原町

2(青)コース ⇒ 都町・南幸町1,2丁目・柳町の一部

3(黄)コース ⇒ 南幸町3丁目・柳町・プール道路を渡る人

4(ピンク)コース ⇒ 国道1号線を渡る人・南幸町3丁目南

入学後数日は、4コースに分かれて集団下校します。どのコースを通るか、お子さんがわかるようにしておいてください。

3. 遅刻・早退をするとき

遅刻をしてするとき … 保護者の方またはそれに代わる方が、必ず学校まで送り、学校の職員に引き渡してください。

早退するとき … 保護者の方、又はそれに代わる方が、必ず学校に迎えに来て、連れてご帰宅ください。(児童だけで下校はできません)

4. その他

川崎市立学校における携帯電話等の取り扱いについては、次のようになっています。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

「従前どおり学校の教育活動に必要なものを持ち込まないことを原則とし、小学校及び中学校では原則持ち込まない、また、高等学校では、授業中の使用はしないなどの取り扱いをお願いします。」(「学校における携帯電話の取り扱い等について」より:平成21年2月3日川崎市教育委員会)

5. 通学路地図

★通学路(太線)を通るようにしてください。細い矢印を参考に速やかに通学路に入れるようにしてください。

